

高校生等奨学給付金の御案内

高校生等がいる非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等）を支援するための奨学給付金を支給します。

通常は7月1日を基準に審査を行います。7月1日以降でも家計が急変した場合は、奨学給付金の対象になる場合があります。

○支給要件 ※ 次のすべてに該当する世帯が対象です。

- ・前年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（7月1日時点で非課税とみなせる世帯※¹を含む）
又は7月1日時点で生活保護（生業扶助）を受給している世帯
※¹ 6月末までに家計が急変したことにより、保護者等の収入が非課税相当額まで激減した世帯をいいます。詳細は佐賀県へお問い合わせください。
- ・生徒が高等学校等就学支援金を受ける資格を有している
- ・保護者等が佐賀県内に住所を有していること※²
※² 保護者等が県外に住所を有している場合は、在住の都道府県へお問い合わせください。
- ・児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

○生徒1人あたりの支給額（年額）

対象 【専攻科以外】	国公立高校		私立高校	
	年額	前倒し支給を受けた場合 (7～3月分相当額) <年額×3/4>	年額	前倒し支給を受けた場合 (7～3月分相当額) <年額×3/4>
生活保護(生業扶助) 受給世帯 【全日・定時・通信】	32,300円	24,225円	52,600円	39,450円
非課税世帯 【全日・定時】	143,700円	107,775円	152,000円	114,000円
非課税世帯 【通信制】	50,500円	37,875円	52,100円	39,075円

対象 【専攻科】		国公立高校		私立高校	
		年額	前倒し支給を受けた場合 (7～3月相当額) <年額×3/4>	年額	前倒し支給を受けた場合 (7～3月相当額) <年額×3/4>
非課税世帯 (生活保護(生業扶助) 受給世帯を含む)		50,500円	37,875円	52,100円	39,075円
保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算が	105,500円未満の世帯	10,100円	7,575円	10,420円	7,815円
	264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯				

※新入生に対する前倒し支給を受けた場合、7月1日現在の状況を改めて申請してください。
支給要件を満たしていれば、7～3月相当額（年額から前倒し支給額を引いた額）を受給できます。

○申請手続と受付期間

・申請手続



- ・申請書配置場所 県内高校:各高校
県外高校:佐賀県から送付、佐賀県ホームページからダウンロード
- ・申請書受付期間 (公立)令和7年9月5日(金)まで
(私立)令和7年9月30日(火)まで
- ・提出書類 申請書、口座確認書類、課税証明書等
- ・申請書提出方法 郵送 又は 持参
- ・申請書提出先 佐賀県立高校 : 各県立高校事務室
佐賀県内私立高校等 : 各私立学校
佐賀県外私立高校等 : 佐賀県庁法務私学課 私立中高・専修学校支援室
上記以外の国公立高校等 : 佐賀県教育総務課学校財務担当

※申請書を受理した後、審査を行いますので、その結果、支給できない場合もあります。
※事実と異なる内容の申請により本来受けることができない給付金を受けた場合は、即時の返還と違約金が課されます。

○お問合せ先

●佐賀県内の高等学校に在学している場合●

在学している学校事務室にお問合せください。

●国公立の高等学校等に在学している場合●

※佐賀県立高校以外の国公立校

佐賀県教育委員会事務局 教育総務課 学校財務担当

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁旧館2階

TEL:0952-25-7223 FAX:0952-25-7281

メールアドレス:kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp

●私立の高等学校等に在学している場合●

※佐賀県外の私立校

佐賀県総務部法務私学課 私立中高・専修学校支援室

〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁新館5階

TEL:0952-25-7464 FAX:0952-25-0629

メールアドレス:houmu-shigaku@pref.saga.lg.jp

●佐賀県以外にお住まいの場合●

お住まいの都道府県にお問合せください。

都道府県のお問合せ先は、文部科学省ホームページで御確認ください。

文部科学省 奨学給付金

検索

